



■ H21(2009)年12月1日

一般競争入札による国有地売り払いのお知らせ

一般競争入札ですので、どなたでも参加できます。京浜河川事務所では、下記の物件を売り払います。

- 所在地 . . . 神奈川県横浜市神奈川区白幡西町1-13
- 地目 . . . 宅地
- 面積 (m²) . . . 176.94m²
- 用途地域 . . . 第一種低層住居専用地域
- 説明書の交付 期 間 : 平成21年12月1日～平成21年2月1日 10時～17時
 場 所 : 京浜河川事務所 経理課 →アクセスマップ
- 現場説明 日 時 : 平成22年1月19日 14時30分より
 場 所 : 神奈川県横浜市神奈川区白幡西町23-6 (現地・住居表示)

- 入札執行
- ・ ・ ・ ・ 日 時 : 平成22年2月2日 11時00分より (受付は10時30分から)
 - ・ 場 所 : 横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1 京浜河川事務所入札室

※ 詳しくは文末をご覧ください。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年12月 1日

分任契約担当官
関東地方整備局 京浜河川事務所長
元 永 秀



1 競争入札に付する事項

- (1) 売払財産の名称 別添、「平成21年度入札物件一覧表」のとおり
- (2) 売払財産の数量等 別添、「平成21年度入札物件一覧表」のとおり
- (3) 売払財産の所在地 別添、「平成21年度入札物件一覧表」のとおり
- (4) 売払代金納入期限 分任歳入徴収官関東地方整備局京浜河川事務所長が発行する納入告知書に定める期限
- (5) 売払財産の引渡日 売払代金の納付日

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条、第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国有財産法第16条の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (4) 入札公告の日から入札日までに関東地方整備局長から指名停止を受けていない者であること。

3 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先
関東地方整備局 京浜河川事務所 経理課 045(503)4002

4 入札説明書を交付する場所及び日時

平成21年12月 1日から平成22年2月1日 10時から17時
(入札公告日) (入札日前日)
関東地方整備局 京浜河川事務所 経理課

5 入札執行の場所及び日時

- 1 場所 横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1 京浜河川事務所入札室
- 2 日時 平成22年2月2日 午前11時00分
- 3 受付 平成22年2月2日 午前10時30分

6 現場説明の場所及び日時

- 1 集合場所 神奈川県横浜市神奈川区白幡西町23-6 (現地、住居表示)
神奈川県横浜市神奈川区白幡西町1-13 (所在地)
- 2 日時 平成22年1月19日 午後14時30分

7 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 入札保証金 納付 (その者の見積もる入札金額の100分の5以上)
- (3) 契約保証金 納付 (契約金額の100分の10以上)
- (4) 入札保証金の納付に関する事項
 - イ 納付方法 当日現金持参又は事前に日本銀行川崎代理店(横浜銀行川崎支店)に振り込むこと
 - ロ 納付先 関東地方整備局 京浜河川事務所 歳入歳出外現金出納官吏 経理課長 松本 隆
- (5) 入札の無効
競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他 詳細は入札説明書による。

別添

平成21年度入札物件一覧表

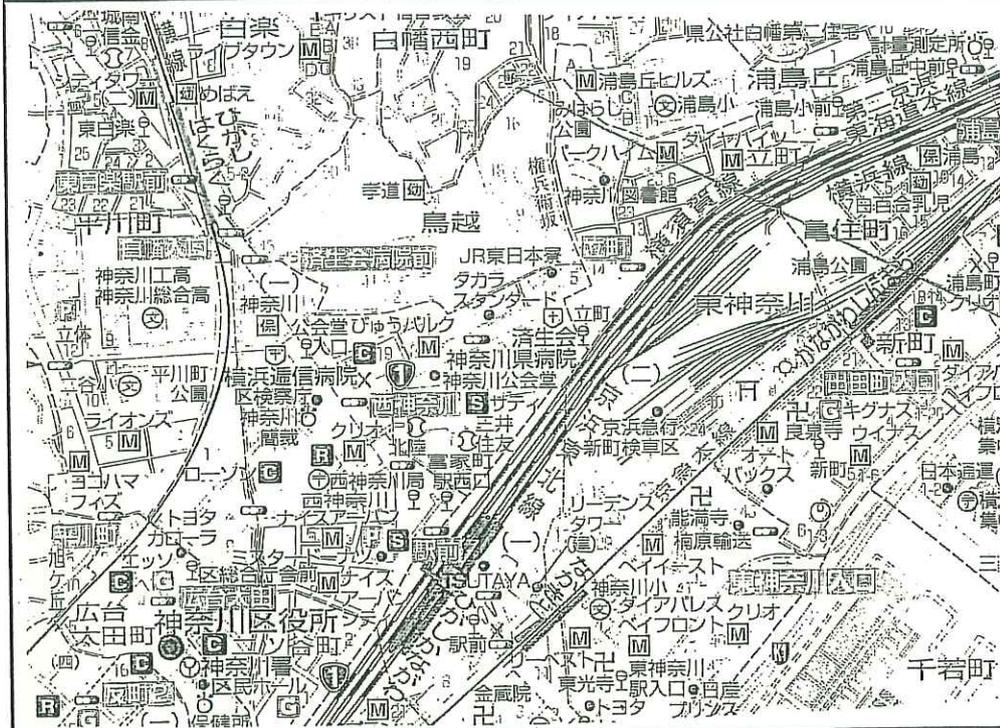
所在地	地目 (公簿地目)	面積(m ²) (公簿面積)	用途地域	建蔽率 容積率	管理する事務所 担当課	管理する事務所所在地 電話番号
神奈川県横浜市神奈川区白幡西町1-13	宅地 (宅地)	176.94m ²	第一種低層住居 専用地域	50% 100%	京浜河川事務所 経 理 課	横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1 045(503)4002

物 件 調 書

所在地		神奈川県横浜市神奈川区白幡西町1番13			
住居表示		「白幡西町23-6」			
面積		176.94㎡	地目	宅地	形状 略長方形
接面道路の幅員及び構造		北東側幅員4m(現況幅員約3.9m)舗装市道 「六角橋95号線」 建築基準法42条1項5号該当「位置指定道路」			
法令等に制限	都市計画法	市街化区域			
	建築基準法	用途地域	第一種低層住居専用地域		
		建蔽率	50%(基準50%)		
		容積率	100%(基準100%)		
その他の法律	防火地域等	準防火地域 第一種高度地区 敷地面積の最低限度100㎡			
私道の負担等に関する制限	私道負担の有無	負担の内容 無			
	道路後退の有無	負担の内容 道路後退義務(「参考事項」参照)			
供給処理 施設の状況			事業所名	電話番号	
	電気	東京電力(株)神奈川カスタマーセンター		0120-99-5772	
	上水道	横浜市水道局北部給水維持課 鶴見事務所		045-521-2321	
	下水道	横浜市環境創造局 管理保全課		045-671-2842	
	都市ガス	東京ガス(株)神奈川地域計画部 神奈川埋調センター		045-474-7361	
交通機関	JR京浜東北線	東神奈川駅	1,100m(道路距離)		
	東急東横線	東白楽駅	800m(道路距離)		
公共施設	神奈川区役所	神奈川区広台太田町3-8	045-411-7171		
	神奈川図書館	神奈川区立町20-1	045-434-4339		
	済生会神奈川県病院	神奈川区富家町6-6	045-432-1111		
	神奈川区休日急患診療所	神奈川区反町1-8-4	045-317-5474		
参 考 事 項	○ 接面道路 建築基準法42条1項5号に該当する「位置指定道路」であるが、現況幅員、L型側溝間の距離は、約3.9mである。 なお、分譲当初の「位置指定図」では4mとなっているが、「道路台帳・区域線図」には対象不動産付近に3.94mの幅員記載箇所がある。 「位置指定道路」であるが、上記の通り「指定幅員が現況で不足している」ため、「道路後退義務」が生じている。道路との境界確認の結果、市道部分に擁壁の一部があることとなり、横浜市(建築・宅地指導センター)、横浜市(神奈川土木事務所) 対面道路側土地所有者等との協議、確認が必要である。				
	○ 敷地南西側の側溝 南西側隣地と並行して設けられている側溝、U字溝は、既にその役割を終え機能していないが、南西側隣地の擁壁の基礎に接して築造されているため側溝の解体撤去は隣地擁壁の崩壊を招く恐れがある。このため現状のまま残置するが、U字溝を撤去する時は南西側隣地所有者2名と協議が必要である。				
	○ 急傾斜地崩壊危険区域 対象不動産が指定されているわけではないが、その至近が、対象不動産の北方約10mの東西に走る区画街路の北側が、「白幡西町東部地区 急傾斜地崩壊危険区域」に指定されている。				
	○ 給排水管 水道管、下水道管については道路側に突出した部分を取壊したため、宅地内から埋設管への配管、接続が断たれており、宅地内へ新たに引き直す必要がある。				
	○ 現状有姿 引渡しにおける現状有姿とは、既存の擁壁、階段、囲障、側溝を残置し整地した状態とする。				

所在地 横浜市神奈川区白幡西町 1-13

案内図



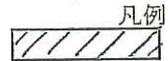
白幡宿舎

住居表示

横浜市神奈川区白幡西町

23-6

※現在の周辺状況と異なる場合があります。



凡例
売払物件

明細図

